

大阪府警察職員希望降任等取扱規程（概要）

制定 平成25年 8 月30日

本部訓令第24号

この訓令は、職員の能力と意欲に応じた任用を行い組織の活性化を図るため、職員の希望による降任及び降格の取扱いに関して必要な事項を定めたもので、

- 職員自ら降任又は降格を希望する場合の手続に関する事
  - 警察本部長による降任又は降格の決定並びに発令に関する事
  - 降任又は降格後の職員の給料の取扱いに関する事
  - 降任又は降格の発令を受けた職員の再度の昇任及び昇格に関する事
- の項目からなっている。